

ま と め

本論文は、技能連携制度の特徴と課題を解明する意図の下に、以上四章に亘って制度の成立過程、制度の構造、制度の実態を分析してきた。従って、最後にこれ等の分析を通して、筆者なりに技能連携制度に対し、実感したことを指摘し、本論文のまとめにかえたい。

技能連携制度は、行論で明らか通り、三つの教育的機能を持っていた。即ち、その第一は技能教育施設と定時制・通信制高校(課程)との二重通学による勤労青少年の学習負担の軽減であり、その第二は勤労青少年の高校教育機会の拡大であり、その第三は新しい技術教育制度化への試みである。これ等三つの機能の内、前者二つの機能は、今日迄の制度の展開過程において、十分とはいえないけれども、所期の目標を果しつつあるように思う。これに対し、第三の機能は筆者の見聞によれば、きわめて困難な課題であり、従って、未だ十分果されていないように見える。

周知の通り、わが国の技術教育制度、特に中等教育段階のそれは、明治以降今日まで、幾多の実験と挫折の歴史が繰り返されてきた。その際、特に問題解決を困難にした課題は、その技術教育の性格決定であり、具体的にはそのカリキュラムの設定であった。これを制度論的にいえば、中等教育段階の技術教育制度を全教育訓練制度上に、どのように位置づけるか、という問題である。

技能連携制度はこのような課題に対し、一つの解答方式を与えようとするものであったことは、ほぼ間違わないであろう。かく解するならば、われわれはこの制度の内在于る技術教育上の教育機能を、再度より厳密に問い直す必要がある。より具体的にいえば、今後の技術教育はどうあるべきかという視点から、工業高等学校及び技能教育施設の教育が、それぞれ洗いなおされ、それを踏えて教育内容が決定されなければならないであろう。そうすることによってはじめて、技能連携制度はわが国の技術教育制度の歴史的課題に答えることができるものと考えられる。このような視点から、技能連携制度下の教育内容を提言するには、本論文はあまりにも未熟であり、分析検討されなければならない事項も沢山残されている。特に中でも、計画しながらできなかった技能連携制度の実態調査、事例研究によるミクロな分析等。これ等については、筆者の4月からの新しい職業生活、指導員としての日々の訓練実践と関連づけながら、考察してみたい。なお、制度成立過程の分析についても、先行研究分析を深めると同時に、この制度に関する労働組合等の評価、運動の内容についても、今後の研究課題としたい。

発行 昭和48年7月28日

発行者 職業訓練大学校

調査研究部長 宗像元介

職業訓練大学校

東京都小平市小川西町2260

TEL 0423 (41) 3331